

岩手県告示第554号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和6年度において岩手県が発注する情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る競争入札（以下「特定調達契約に係る競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のとおり定めた。

令和5年12月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 情報システム開発業務の種類

- (1) システム分析
- (2) ソフトウェア開発
- (3) ネットワーク関連業務
- (4) データ処理
- (5) インターネット関連業務
- (6) コンピュータ研修

2 特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる事項（コンピュータ研修の場合にあっては、(1)及び(2)に掲げる事項）につき審査の上決定された資格

- (1) 開発実績
- (2) 情報システム開発業務の実施に必要な要員の有無
- (3) データの安全対策

3 資格審査の申請の方法

(1) 申請に必要な提出書類

ア 情報システム開発等業務委託契約競争入札参加資格審査申請書

イ 使用印鑑届

ウ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書。なお、書面での提出のほか、電子ファイル（Microsoft Excel形式）での提出も必要であること。

エ 定形郵便物サイズの返信用封筒（宛先を明記し、及び84円切手を貼付したもの。）

オ 法人にあっては発行後3か月以内の履歴事項全部証明書、個人にあっては発行後3か月以内の営業証明書

カ 法人にあっては申請日の属する年の前年及び前々年の決算期に作成した各事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書をいう。）、個人にあっては申請日の属する年の前年及び前々年の所得に係る確定申告書

キ 発行後3か月以内の納税証明書（申請日の属する年の直前1年間における岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の納税証明書をいう。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない者にあっては、申請日の属する年の直前1年間における所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書をいう。）

ク 営業に関し、法令上許可、指定、登録等を必要とする業種にあっては、当該許可、指定、登録等を受けていることを証する書面

ケ 情報システム開発に関わるISO、プライバシーマーク等の認証を受けている場合は、その認証書

コ その他知事が必要と認める資料

(2) 提出書類の作成に用いる言語等

ア (1)に掲げる書類は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 金額欄については、日本円の金額を記載すること。外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額を記載すること。

(3) 提出書類の交付場所及び提出場所並びに問合せ先

ア 交付場所

岩手県ホームページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) に掲載する。なお、郵送により提出書類の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。

イ 提出場所並びに問合せ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁舎8階 岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室 電話番号019-629-5247

(4) 提出書類の提出方法

ア 資格審査の申請をする者（以下「申請者」という。）は、(1)ア～エに掲げる書類を(3)イの場所に直接持参し、又は郵送することにより提出するとともに、岩手県電子申請・届出サービスにより、必要事項を入力した上で、(1)ウに掲げる書類にあつてはMicrosoft Excel形式、(1)オ～ケに掲げる書類にあつてはPDF形式で提出すること。ただし、これにより難しい場合は、(3)イの場所に問い合わせること。

イ 岩手県電子申請・届出サービスによる申請者は、(1)オ～ケに掲げる書類の原本を当該入札参加資格が満了した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保管すること。ただし、岩手県との契約を締結し、その契約期間の満了日が当該資格の有効期間を超える場合は、契約期間が満了した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保管すること。

(5) 提出部数 1部

(6) 提出書類の受付期間

岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除き、随時、申請を受け付ける。

4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間 2に定める資格の有効期間は、資格を付与された日から令和9年3月31日までの間とする。

(2) 資格の有効期間の更新手続 (1)の資格の有効期間の更新を希望する者の更新手続に関しては、令和8年12月中に告示する。